介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」の生活援助と福祉用具他を外さないことを求める陳情

平成 28 年 9 月 6 日

介護を考える会　　坂入春江

（NPO 法人ビオラたすけあいワーカーズ ACT 大田　代表）

大田区議会議長

大森 昭彦 殿

要旨

介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」の生活援助と福祉用具他を外さないよう国に対し意見書を提出してください。

理由

第 7 期（2018～2020 年度）の介護保険事業計画に向けた制度改正の議論が、社会保障審議会介護保険部会で始まりました。制度見直しにあたっては、これまでの取組みをさらに進め、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことが重要とされています。この方向性に異を唱えるものではありませんが、今回の議論の背景には、財政制度等審議会や、経済財政諮問会議から、軽度者に対する生活援助サービスや福祉用具貸与、その他の給付について、給付見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方も含め、関係審議会で検討、2016 年末までに結論を出し、法改正が必要なものについては、2017 年度通常国会に法案を提出する事が要請されています。2015 年改定により、予防給付（要支援 1.2）の訪問介護と通所介護が総合支援事業へ移行が決まったばかりです。即ち、前制度改正の課題について、全く検証されていないばかりか、自治体では、移行が円滑に進んでいるとは言い難い状況のなか、今度は軽度者（要介護 1.2 が想定）の生活援助サービスが、保険給付から外されようとしていることに、市民は大きな不安を感じています。

給付重点化の主張の理由としては、制度の持続性が言われていますが、軽度介護者にとっての生活援助サービス等は、重度化の予防につながるものです。これを保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすばかりでなく、将来的な給付費用の増大につながり、むしろ、制度の持続可能性に対しても逆効果ではないかと、多くの市民が危惧しています。特に、都市部では、今後、独り暮らしや認知症の高齢者数が急増します。政府の掲げる「介護離職ゼロ」も、在宅サービスが拡充し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があってこそではないでしょうか。

以上の理由から、要介護 1.2 の要介護者が、在宅で安心して暮らしていくために、これまで通り介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」の生活援助と福祉用具他を外さないよう政府に対し意見を提出してくださるよう陳情いたします。